

佐賀県産業振興センター設置条例を廃止する条例をここに公布する。  
平成26年3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第52号

佐賀県産業振興センター設置条例を廃止する条例

佐賀県産業振興センター設置条例（昭和51年佐賀県条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。